

## 金利スワップ取引清算業務における未決済ポジションの移管に係る制度要綱

2018年3月12日  
株式会社日本証券クリアリング機構

### I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務では、金利スワップ取引清算参加者（以下「清算参加者」という。）間や、同一の企業集団に含まれる清算参加者と清算委託者間での未決済ポジションの移管を可能としているとともに、清算参加者同士での合併、会社分割及び事業譲渡（以下あわせて「合併等」という。）の際に未決済ポジションの移管を可能としている。

他方、未決済ポジションの移管については、同一の企業集団に属さない者へのポジションの移管、清算委託者を当事者とする組織再編（清算参加者から清算委託者、清算委託者から清算参加者、清算委託者から清算委託者への合併等）に伴う移管等、様々なケースが想定される。

そのため、想定される様々なケースにおいて未決済ポジションの移管が可能となるよう、所要の制度整備を行うこととする。

### II. 概要

項 目	概 要	備 考
1. ポジション移管制度の利用者の範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算委託者が、同一の企業集団に属さない清算参加者及び清算委託者に未決済の清算委託取引を移管させることを可能とする。</li> <li>・ 清算参加者が、同一の企業集団に属さない清算委託者に未決済の清算約定を移管させることを可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管の申請、成立、要件等については、現行のポジション移管と同様とする。</li> <li>・ 移管の申請、成立、要件等については、現行のポジション移管と同様とする。</li> </ul>
2. 組織再編に伴う移管制度の整備 (1) 清算参加者から清算委託者への合併等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等を行う清算参加者は、当社の承認を受けて、未決済の清算約定を清算委託者に移管させることができる。</li> <li>・ 移管先の清算委託者は、あらかじめ受託清算参加者から同意を得る。この同意が得られる見込みがない場合には、当社は、合併等の当事者に対し、必要と認める整理を行わせることができ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等の効力発生日以降、移管対象の未決済約定は、以下の取引として取り扱われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管先の清算委託者と受託清算参加者間の清算委託取引</li> <li>・ 受託清算参加者と当社間の清算約定（委託分）</li> </ul> </li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>(2) 清算委託者から清算参加者への合併等</p> <p>(3) 清算委託者から他の清算委託者への合併等</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等を行う清算委託者は、当社の承認を受けて、未決済の清算委託取引を清算参加者に移管させることができる。</li> <li>・ 移管元の清算委託者は、あらかじめ受託清算参加者から同意を得る。この同意が得られる見込みがない場合には、当社は、合併等の当事者に対し、必要と認める整理を行わせることができる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等を行う清算委託者は、当社の承認を受けて、未決済の清算委託取引を他の清算委託者に引き継がせることができる。</li> <li>・ 合併等の当事者は、あらかじめそれぞれの受託清算参加者から同意を得る。この同意が得られる見込みがない場合には、当社は、合併等の当事者に対し、必要と認める整理を行わせることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要と認める整理」としては、(a) 対象ポジションの解消、(b) 対象ポジションを会社分割又は事業譲渡の対象から除外、などが想定される。</li> <li>・ 清算参加者の委託分ポジションについては、本制度による移管対象とはしない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等の効力発生日以降、移管対象の未決済取引は、移管先の清算参加者と当社間の清算約定（自己分）として取り扱われる。</li> <li>・ 「必要と認める整理」としては、(a) 対象ポジションの解消、(b) 対象ポジションを会社分割又は事業譲渡の対象から除外、などが想定される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併等の効力発生日以降、移管対象の未決済取引は、以下の取引として取り扱われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移管先の清算委託者と受託清算参加者間の清算委託取引</li> <li>・ 受託清算参加者と当社間の清算約定（委託分）</li> </ul> </li> <li>・ 「必要と認める整理」としては、(a) 対象ポジションの解消、(b) 対象ポジションを会社分割又は事業譲渡の対象から除外、などが想定される。</li> </ul>
3. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年4月を目途とする。（金融庁長官の認可を前提とする。）</li> </ul>	

以 上